

京丹後市まちづくり基本条例の改正（案）について

1 改正（案）

以下に案として示す条文を、「連携及び交流」について示す第 28 条の 2 項として追加する。

【現行】

（連携及び交流）

第 28 条 市は、近隣自治体及びその他の機関等との情報の共有と相互理解のもと、連携及び協力を努めるものとする。

2 市は、国際交流を推進し、国際的な視野に立ったまちづくりの推進に努めるものとする。

【検討案】

（連携及び交流）

第 28 条 （略）

2 x

3 市は、国際交流を推進し、国際的な視野に立ったまちづくりの推進に努めるものとする。

（案 1）市は、まちづくりの推進のため、市外の様々な主体と広く交流し、連携に努めるものとする。

（案 2）市は、市外の様々な主体との交流及び連携を深め、得た情報、知識及び技術等をまちづくりに反映させるよう努めるものとする。

（案 3）市は、まちづくりを効果的に推進するため、市外の様々な主体と幅広い分野で交流し、連携に努めるものとする。

2 参考：他自治体の条例事例（連携に係る項目抜粋）

養父市まちづくり基本条例	登別市まちづくり基本条例	千曲市まちづくり基本条例
<p>(連携と交流)</p> <p>第24条 市は、広域的な課題の解決などのため、近隣自治体や関係機関などと相互協力と連携を進め、地域全体の発展に努めなければなりません。</p> <p>2 市民と市は、まちづくりに関する情報を発信するとともに、積極的に交流を進め、市外の人々などの知恵や力をまちづくりに生かすよう努めなければなりません。</p>	<p>(市外の人々との連携)</p> <p>第11条 私たち市民は、福祉、環境、経済、観光、教育、文化、学術、芸術、スポーツ等の様々な分野に関する取組を通じて、市外の人々と連携・協力するとともに、市外の人々の意見や提言等をまちづくりに活用するように努めなければならない。</p>	<p>(市外の人々との連携)</p> <p>第41条 わたしたち市民は、社会、経済、文化、学術、芸術、スポーツ、環境等に関する取組みを通じて、市外の人々の知恵や意見をまちづくりに活用するよう努める。</p>
雲南市まちづくり基本条例	上野原市まちづくり基本条例	いわき市以和貴まちづくり基本条例
<p>(交流と連携)</p> <p>第12条 市民は、まちづくりの推進のため、さまざまな活動を通じ、市外の人々と広く交流し、連携するよう努めます。</p> <p>2 市長は、広域的な課題に取り組むため、近隣自治体および他団体と相互に連携するとともに、地方分権の推進にあたり、国や県へ積極的な政策提言を行わなければなりません。</p>	<p>(市外の人々との交流)</p> <p>第14条 市及び市民は、市外に住む人々との交流及び連携を深め、得た情報、知識及び経験をまちづくりに反映させるよう努めるものとする。</p>	<p>(広域的な連携)</p> <p>第13条 市民及び市は、広く国内外の多様な主体と連携し、そこで得られた意見や知恵をまちづくりに活用するものとする。</p> <p>2 市は、地域が有する様々な資源を最大限にいかすため、自らの戦略的判断に基づき、国、県、他の市町村、関係機関等と幅広い分野で広域的に連携し、まちづくりを推進するものとする。</p>